

1 件 名

「ふるさと熊本・玉名フェア in 大阪」運営業務委託

2 目 的

関西圏の消費者に対し熊本・玉名の特産品販売と観光PRを行うことで、玉名市の魅力を発信し、交流人口を増大することを目的とする。また、玉名市出身の関西在住者の方に、ふるさと玉名の現状を知っていただくとともに、関西圏における玉名応援隊としての機運醸成を図るため、当該フェアを実施する。

3 委託期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

4 業務内容

(1) 観光物産展開催業務

・イベントの企画・会場の確保・設営・運営・撤収

(2) 業務実績報告書の作成

5 仕様

(1) イベントの企画・会場の確保・設営・運営・撤収

- ・契約締結後、速やかに業務委託全体の工程表を作成し提出すること。
- ・イベント実施までの企画、運営、進捗管理を主体的に行うこと。
- ・玉名市との協議、打合せ内容については、受託者において記録文書を作成し、作成時点で共有すること。
- ・その他、企画、運営、役割分担に当たっては適宜、玉名市と協議のうえ決定すること。
- ・イベントへの玉名市からの出店者数は8事業者を予定している。イベント会場には、出店ブース以外に観光PRブース及び控室を確保すること。
- ・イベントの開催時期は、玉名市の特産品であるイチゴやトマト等の収穫が盛んとなる令和6年1月から3月の連続する2日間とする。ただし、以下の日程については候補日から除外すること。
 - 1月21日
 - 2月3日、4日、24日、25日
 - 3月16日、17日
- ・開催地および開催会場を提案すること。開催地については、玉名市はこれまで複数回にわたって、大阪府豊中市の「せんちゅうパル専門店街 南広場」でフェアを開催してきた。これまでのフェアで玉名市のファンとなっている方々も来場しやすい会場を提案すること。
- ・会場については、食の提供を含む物産展を開催することができ、尚且つ相当数の集客や観光PRの効果が見込める場所を確保すること。
- ・会場決定に際しては、契約締結後玉名市と協議の上、確定させること。
- ・物産展会場内に簡易的なステージを設置し、ステージ内容を企画し運営を行うこと。なお、ステージイベントには「玉名市マスコットタマにゃん（以下タマにゃん）」をはじめ「熊本県営業部長兼しあわせ部長くまモン（以下くまモン）」を登場させること。タマにゃん及びくまモンの出演依頼等は玉名市が行う。

- ・ステージ内容を含め、企画運営に関することについては、契約締結後玉名市と協議の上、確定させること。
- ・会場設営・撤去を行うこと。（※仕様書別紙参照）
- ・会場の設営に関してはフェア開催の前日に行い、商品等の搬入も完了させること。商品等は、玉名市が別途手配する車両にて会場に搬入する。
- ・開催する会場に適したステージ、販売ブース、観光 PR ブース等のレイアウトデザインを作成すること。
- ・ステージに設置する看板を作成すること。
- ・タマにゃん及びくまモンステージ開催時には、大勢の観客が押し寄せることが想定されるため、観客がステージに近づき過ぎないように安全対策を講じること。

6 その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 契約後の業務

プロポーザルは受託者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務は、玉名市と協議を重ねながら決定することとし、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

7 成果品

納品場所 熊本県玉名市高瀬 290-1 玉名市観光物産課

(1) 報告書 ・内 容：本委託業務により実施した業務実績

・数 量：印刷物 1 部

(2) その他、必要に応じ玉名市と協議の上、提出物を決めるものとする。

8 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、玉名市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

① 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに玉名市に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上決定するものとする。

② 玉名市は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作人格権を主張しないものとする。

③ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

玉名市は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求

することができる。受託者は、前述の要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に玉名市に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

項目	数量	単位	備考
【設営】			
2 間×3 間テント (W3600mm×D5400mm)	6	張	出店者・観光 PR 用、ウエイト、横幕付
2 間×1.5 間テント (W3600mm×D2700mm)	1	張	控室用、ウエイト、横幕付
テーブル (W1800mm×D900mm×H700mm)	18	台	ビニールクロス付き
テーブル (W1800mm×D600mm×H700mm)	6	台	ビニールクロス付き
パイプ椅子	8	脚	
雨天対策用平台 (W1800mm×D900mm×H50mm)	7	台	
簡易ステージ (W2700mm×D1800mm×H80mm)	1	式	パンチカーペット仕上げ
システムパネル (W900mm×H2400mm×3)	1	式	簡易ステージ背面に設置
100W スポット	12	灯	
テント内照明 (蛍光灯 40W)	5	灯	
耐火ボード+養生シート	1	式	
70L ポリペール	3	台	
ダルマストーブ	2	台	
消火器	2	本	
発電機	1	式	会場において電源が確保できない場合
【看板】			
タイトル看板 (W2700mm×H300mm)	1	枚	
【その他】			
資材運搬費 (搬入)	1	式	
資材運搬費 (搬出)	1	式	
設営費	1	式	
撤去費	1	式	
電気工事費	1	式	
夜間早朝警備費	1	式	前日 17 時～翌 8 時、初日 18 時～翌 9 時
申請・届出諸費用	1	式	
現場管理費	1	式	施設賠償保険料等含む
諸経費	1	式	会場使用料を含む

※昨年度会場使用備品一覧 (今年度は変更となる可能性があるため、会場全体の消費電力の目安)

備品名	電圧／消費電力	数量	持込／レンタル
炊飯器	100V／700W	1	持込
ポット	100V／700W	1	持込
スポット	100V／16W	1	持込
LED スポット	100V	3	持込
ライト	100V／100W	2	持込
スチーマー	100V／1000W	1	持込
冷凍ストッカー	100V／150W	1	持込
スポットライト	100V／150W	3	持込
電気ポット	100V／1200W	2	持込